

税務署だより

浜松東税務署 職員紹介

こんなこと
聞きました

- ①前任地 ②出身地 ③血液型 ④星座
⑤趣味 ⑥好きな食べ物 ⑦座右の銘
⑧私の健康法 ⑨私からの一言



署長
すみだ かずひこ
住田 和彦

- ①名古屋派遣国税庁監察官 主任国税庁監察官
②愛知県名古屋市
③A型
④蟹座
⑤登山
⑥高力カオチョコレート(ダイエットも兼ねて)
⑦特にありません
⑧歩くこと
⑨私の妻は浜松東税務署管内の出身で、家庭内の会話でもよく遠州弁が飛び交っております。この度の人事異動において、「浜松」との強い縁を感じております。この皆様方とのご縁を大切にしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。



副署長
あつみ なおや
渥美 直也

- ①名古屋国税不服審判所静岡支所 国税副審判官
②静岡県浜松市
③AB型
④みずがめ座
⑤なし
⑥貝類全般
⑦無知の知
⑧寝て忘れる
⑨浜松東署は3年ぶり2度目の勤務になります(前は総務課長)。就職してからいろいろな地で勤務しましたが、やはり生まれ育った浜松は大好きです。微力ながら法人会活動をサポートできたらと思っています。



法人第一統括官
もりもと やすひろ
森本 泰弘

- ①名古屋国税局 課税第二部 資料調査第二課
②三重県尾鷲市
③B型
④乙女座
⑤ウォーキング、釣り、たきや漁
⑥ごりごりした固い肉
⑦人生なんでも経験した者が勝ち
⑧趣味を全力で楽しむ
⑨浜松東署も(なんとか無事に)2年目の勤務になりました。本年度は昨年の課題なども踏まえて、法人会活動がより活発に、より楽しく、充実した素晴らしいものになるように微力ながら精一杯頑張りたいと思います!どうぞ引き続きよろしくお願いいたします。



総括上席
さいば あずさ
齊場 あずさ

- ①浜松西税務署 法人課税第二部門
②愛知県尾張旭市
③A型
④いて座
⑤ドラマ・映画鑑賞
⑥辛いものと果実
⑦笑う門には福来る
⑧よく食べ、よく寝る
⑨浜松西税務署から浜松東税務署勤務になり、浜松市内での勤務が2年目となりました。昨年は浜松の風の強さに驚きましたが、今ではその風も心地よく感じています。1年間よろしくお願いいたします。

税務署だより

令和8年度 定期異動名簿

令和8年7月10日付

職 名	新		旧	
	氏 名	異 動 前	氏 名	異 動 後
署長	住田 和彦	名古屋派遣国税庁監察官 主任国税庁監察官	中村 哲也	局 調査部 調査開発課 課長
副署長	渥美 直也	名古屋国税不服審判所 静岡支所 国税副審判官	農見 伸一	局 徴収部 納税管理官
総務課長	鬼頭 昭広	留任	鬼頭 昭広	
総務課長補佐	——	——	鈴木 裕章	浜松西 総務課 課長補佐
総務課 総務係長	奥 義裕	静岡 総務課 会計係長	平井 泰弘	局 総務部 企画課 業務センター(豊橋)
総務課 会計係長	板倉 悠	留任	板倉 悠	
管運統括官	上柳 裕教	留任	上柳 裕教	
徴収特官	椋本 聡文	留任	椋本 聡文	
徴収統括官	渡辺 一成	尾張瀬戸 徴収 統括官	阿部 憲幸	局 徴収部 徴収部 連絡調整官
徴収総括担当上席	神谷 正巳	留任	神谷 正巳	
個人第一統括官	前野 啓代	浜松西 広報広聴官	長谷川 みゆき	静岡 筆頭広報広聴官
個人第一総括上席	関谷 光弘	掛川 個人一 上席	早川 和宏	局 課税第一部 個人課税課 係長
個人第二統括官	高橋 研二	留任	高橋 研二	
個人第三統括官	川島 和三	藤枝 個人二 統括官	吉原 彰宏	局 課税第一部 資料調査課 主査
資産統括官	内山 梢	留任	内山 梢	
資産総括担当上席	安藤 駿	西尾 個人一 上席	石橋 浩幸	局 課税第一部 機動課 係長
法人筆頭特官	——	——	金子 新一郎	刈谷 法人 特官付上席
法人特官	——	——	川辺 秀年	浜松西 法人 筆頭特官
源泉特官	佐々木 愛美	浜松西 法人一 統括官	石田 昌治	静岡 源泉特官
法人第一統括官	森本 泰弘	留任	森本 泰弘	
法人第一総括上席	齊場 あずさ	浜松西 法人二 上席	戸本 貴晴	岐阜北 法人 連絡調整官
法人第二統括官	河西 裕弘	豊橋 法人六 統括官	新村 育久	藤枝 法人二 統括官
法人第三統括官	南 香世	留任	南 香世	
法人第四統括官	金原 博充	留任	金原 博充	

税務署だより

事業者の皆さまへ

令和9年1月から

源泉徴収票の提出方法が変わります

改正の内容

令和9年1月1日以後に提出すべき令和8年分以後の給与所得の源泉徴収票については、事業者の提出事務の負担軽減を目的として、給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、税務署へ給与所得の源泉徴収票を提出したとみなされ、それに伴い、提出範囲が給与支払報告書と同じになります。

つまり・・・

給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、

源泉徴収票を税務署に提出する必要がなくなります！



給与支払報告書の提出は eLTAX で、業務負担を大幅軽減！



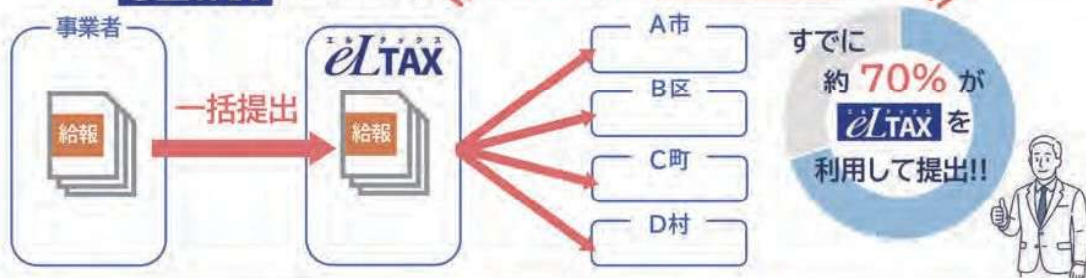
提出先が多すぎて、手間もコストも
かかって大変です・・・！



どうしたらもっと効率的に
提出できますか・・・？



を使えば、各市区町村へ自動振り分け提出！



国税庁



総務省



地方税共同機構
LOCAL TAX AGENCY

裏面もお読みください

税務署だより

まだまだあります！ **eLTAX** で提出するメリット！

✓ **個人住民税特別徴収税額通知(納税義務者用)を電子データで受けとれます！**
従業員への**配付・郵送コストを削減**することができ、**業務のペーパーレス化**につながります。

✓ **従業員の確定申告がさらに便利に！**

令和9年1月以降、給与支払報告書の情報がマイナポータル連携の対象となります！

ふるさと納税や医療費控除等で確定申告が必要な従業員の場合
マイナポータル連携により**給与と所得の情報が自動で入力**されるため
入力ミスの心配もなく、簡単・便利に確定申告書が作成できます。



令和8年9月24日以降 **eLTAX** が便利になります

✓ **サービス提供時間の拡大** 24時間365日電子申告・電子納付等ができます！※

※メンテナンス時間を除く

✓ **GビズIDログイン機能の実装** eLTAX利用者IDとGビズIDを紐づければ、以後はGビズIDでログインできます！

Q & A

Q この改正は、何年分の「給与支払報告書」、「給与所得の源泉徴収票」から適用されますか？

A 令和9年1月1日以後に提出すべき令和8年分以後の「給与支払報告書」、「給与所得の源泉徴収票」から適用されます。

※ 法令上、年の途中で退職した従業員に係る源泉徴収票は退職の日以後1か月以内に税務署に提出することとされていますが、運用上の取扱いにより翌年1月末までにそのほかの源泉徴収票とまとめて提出してよいことになっています。したがって、令和8年の途中で退職した従業員に係る源泉徴収票についても令和9年1月1日以後にそのほかの源泉徴収票とまとめて提出する場合には、「令和9年1月1日以後に提出すべき」とのとして、この改正が適用されます。

Q 給与支払報告書を市区町村に提出した場合、税務署に「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を提出する必要はありますか？

A 令和9年1月1日以後に提出すべき令和8年分以後の「給与支払報告書」を市区町村へ提出した場合は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を税務署に提出する必要はありません。

※ ただし、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」は6つの調書に対応する兼用様式のため、給与所得の源泉徴収票以外の調書を税務署に提出する場合は、提出する調書について記載した合計表を併せて提出する必要があります。

Q 従業員が給与情報のマイナポータル連携を利用できるようにしたいです。
これまでは、e-Taxで「給与所得の源泉徴収票」を提出していましたが、今回の改正を機に「給与支払報告書」のみを提出することにしても問題ありませんか？

A **eLTAX** で提出された令和8年分以後の「給与支払報告書」は、マイナポータル連携の対象になりますので、問題ありません。光ディスクや書面等で提出した「給与支払報告書」は、マイナポータル連携の対象にはなりませんので、ご注意ください。

(「給与所得の源泉徴収票」を別途、e-Taxで提出する必要はありません。)

※ 給与情報を正しく連携するため、マイナンバー、氏名(カナ含む)、住所、生年月日等については、記載誤りや不備がないようご注意ください。

参考リンク

制度改正の内容について



(国税庁ホームページ)

eLTAXの利用方法について



(eLTAXホームページ)

給与情報のマイナポータル連携



(国税庁ホームページ)